

村上市障害者活躍推進計画

| | |
|----------------------------|---|
| 機関名 | 村上市選挙管理委員会事務局 |
| 任命権者 | 村上市選挙管理委員会 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 村上市議会事務局における障害者雇用に関する課題 | 村上市選挙管理委員会においては、職員総数が3人程度の小規模な機関であり、村上市より職員が外向されるため、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていない。これまで大きな問題は生じたこともなく、組織的な体制整備は特段行っていない状況にある。 |
| 目標 | |
| ① 採用に関する目標 | 職員については市からの出向者のみであり、採用等は行っていないため目標の設定はできない。 |
| ② 定着に関する目標 | なし ※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として村上市選挙管理委員会事務局長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | 身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、市総務課及び労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○所属長による人事評価面談を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 |
| 4. その他 | 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |